



# 佐賀県公報

平成19年  
7月27日  
(金曜日)  
第12935号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

○家畜伝染病予防法に基づく検査等手数料の徴収事務委託	(三九七・畜産課)	一
○保安林予定森林	(三九八・森林整備課)	一
○道路の区域の変更	(三九九・道路課)	一
公 告		
○土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	二
○ "	( "	二
○土地改良区役員の就退任届	( "	二
○ "	( "	三
○換地を非農用地区域内に定めるべき土地の指定	( "	三
選挙管理委員会事項		
○選挙管理委員会の招集	(告 示・六八)	四

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第三百九十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)別表第一第三百二十号から第三百二十三号までに規定する手数料の徴収事務を次の者に委託した。

平成十九年七月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

受託者の名称

伊万里市

### ●佐賀県告示第三百九十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年七月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町平之字早稲田一八一〇、一八一一、一八一三、一八四七の一、字西谷一八七九の一、一八八二の一、一八八二の二、一八八二の七

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●佐賀県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十七日から平成十九年八月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の種別		変更前後の幅員メートル	延長メートル
	区間	の		
県道 久間深浦線	嬉野市塩田町大字久間字松籠甲五〇〇番八地先から	後	一九・二〇	二八三・五
	嬉野市塩田町大字久間字二本黒木甲二一九番一地先まで	前	一一・八五・二	

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年7月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	宮原 利彰	鳥栖市三島町不動島3674番地1	平成19年7月10日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、橋下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年7月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	辻 勝彦	武雄市北方町大字大渡3228番地	平成19年6月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、杵島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年7月27日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	稲富 一昭	武雄市北方町大字苅原1816番地	平成19年6月19日退任
"	村山 繁雄	" 大渡3969番地	"
"	野中 誠	杵島郡白石町大字大渡1813番地	"
"	東島 豊	" 823番地	"
"	大串 正幸	" 東郷1235番地	"
"	山下 文次	" 今泉又2462番地	"
"	溝口 藤男	" 今泉860番地の2	"
"	岩永 保則	" 廿治2896番地口	"
"	溝上 秋男	" 1481番地1	"
"	山口勘六郎	" 福田1378番地	"
"	田中 弘俊	" 190番地6	"
"	土井 徳康	" 福吉276番地	"
"	吉村 順	" 福富2182番地	"
"	溝口 昭二	" 3340番地1	"
"	古岡 勳	" 4115番地	"
"	市原 利春	" 福富下分1407番地	"
監事	鶴崎 久好	武雄市北方町大字大渡3028番地	"
"	永石 幸人	杵島郡白石町大字馬洗1026番地	"
"	喜多 清	" 福吉2184番地	"
"	北村 次郎	" 福田5111番地2	"
"	林 隆夫	" 福富3番地	"
理事	稲富 一昭	武雄市北方町大字苅原1816番地	平成19年6月20日就任

村山 繁雄	大渡3969番地	〃	〃
林 秋光	杵島郡白石町大字大渡734番地	〃	〃
角 真人	〃 2387番地 3	〃	〃
喜多 清	〃 福吉2184番地	〃	〃
林田 明	〃 今泉1971番地	〃	〃
西山 正吉	〃 1309番地	〃	〃
溝口 勝敏	〃 廿治1936番地 3	〃	〃
土井 徳康	〃 福吉276番地	〃	〃
田中 弘俊	〃 福田190番地 6	〃	〃
橋本 茂秋	〃 2208番地 2	〃	〃
山本 正弘	〃 廿治358番地	〃	〃
林 隆夫	〃 福富3番地	〃	〃
吉岡 勳	〃 4115番地	〃	〃
吉村 順	〃 2182番地	〃	〃
市原 利春	〃 福富下分1407番地	〃	〃
角 辰巳	〃 大渡2377番地 1	〃	〃
永石 幸人	〃 馬洗1026番地	〃	〃
田中 保治	〃 東郷1375番地	〃	〃
山口 常廣	〃 福田2174番地	〃	〃
鐘ヶ江忠毅	〃 福富下分373番地	〃	〃

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、羽佐間水道土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年7月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就退任年月日
理事	挽地 徳幸	多久市東多久町大字納所2359番地	平成19年5月31日退任

〃	松瀬 一	〃 〃 〃 2025番地	〃
〃	秋丸 勝美	小城市牛津町上砥川2537番地	〃
〃	上瀧 一政	〃 〃 935番地	〃
〃	江口 義郎	杵島郡江北町大字惣領分5148番地	〃
〃	百崎 武之	〃 〃 3771番地	〃
〃	百崎 教能	〃 〃 1586番地	〃
監事	松尾 一馬	多久市東多久町大字納所3746番地	〃
〃	古賀 吉正	小城市牛津町上砥川498番地 2	〃
〃	江頭 功善	杵島郡江北町大字惣領分25595番地	〃
理事	木下 繁	多久市東多久町大字納所3326番地2	平成19年6月1日就任
〃	尾鷲 満	〃 〃 4036番地 1	〃
〃	梅崎 正博	小城市牛津町下砥川1472番地	〃
〃	西山 浩	〃 上砥川2674番地	〃
〃	野口 森茂	杵島郡江北町大字惣領分1460番地	〃
〃	吉岡 敏治	〃 〃 3561番地	〃
〃	江口 功一	〃 〃 5417番地	〃
監事	挽地 貞則	多久市東多久町大字納所2269番地 1	〃
〃	土井 義孝	小城市牛津町上砥川1479番地 3	〃
〃	田口 定義	杵島郡江北町大字惣領分4323番地 1	〃

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(沓場整備 担い手育成型)兵庫東部地区(中野吉換地区)における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成19年7月27日

佐賀県知事 古 川 康

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要
佐賀市 兵庫町	若宮	二本黒木	1801-7	雑種地	雑種地	118㎡	大字若宮仮地 番28-2-2
佐賀市 兵庫町	若宮	一本黒木	1778-1	田	田	1,835㎡の内 180㎡	

注) 摘要欄は非農用地区域の位置

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十八号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年七月二十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 日時 平成十九年八月一日 午前十一時

二 場所 佐賀県庁（正庁）

三 議題

- (一) 第二十一回参議院議員通常選挙の結果について
- (二) その他

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月二十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷